

高萩・北茨城広域事務組合職員の定年等に関する規則

令和元年10月9日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合職員の定年等に関する条例（昭和60年高萩・北茨城広域工業用水道企業団条例第2号）に規定する職員の定年等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定年等の実施)

第2条 職員の定年等の実施については、北茨城市職員の定年等に関する規則（昭和60年北茨城市規則第11号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。